

## セーフティネット保証5号認定申請の主な変更点（令和6年12月以降）

### 1 売上高要件において指定業種と非指定業種の両方を営んでいる事業者の要件の統一

R6. 11. 30 以前		R6. 12. 1 以降	
イ-2	「主たる事業」の売上高と「事業全体」のそれぞれの最近3か月の売上高が、前年同期と比較して5%以上減少していること	イ-1	最近3か月の「指定業種の事業」の売上高が「事業全体」の売上高の5%以上を占めており、かつ、「事業全体」と「指定業種の事業」のそれぞれの最近3か月の売上高が、前年同期と比較して5%以上減少していること。
イ-3	「指定業種の事業」の最近3か月の売上高の減少額が「事業全体」の前年同期の売上高に対して5%以上減少しており、かつ、「事業全体」の売上高が前年同期と比較して5%以上減少していること。		

### 2 創業者の認定基準における売上高の比較対象期間の変更

R6. 11. 30 以前	R6. 12. 1 以降
最近1か月の売上高と最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高を比較	最近1か月の売上高とその直前の3か月の月平均売上高を比較

### 3 利益率要件の追加

外的要因による原材料費や人件費等の増加によって利益率の減少が生じている場合、利益率要件での申請ができるようになります。

具体的な要件は次のとおりです。

「指定業種の事業」のみを行っている場合	最近3か月の月平均売上高営業利益率が、前年同期と比較して20%以上減少していること
「指定業種の事業」と「非指定業種の事業」を行っている場合	最近3か月における「指定業種の事業」の売上高が「事業全体」の売上高の5%以上を占めており、かつ、「事業全体」と「指定業種の事業」のそれぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること

利益率要件で申請する場合は、金融機関又は税理士確認済の**試算表の提出が必須**となります。

### 4 売上高要件の添付書類について、月別売上高表（西宮市所定様式）の廃止